

## 第 8 9 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第  
6 0 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 条を加える。

（平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）  
第 7 条 平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 2  
7 条第 2 項及び第 3 項並びに第 3 0 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用  
については、第 2 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 5」とあるのは「1  
0 0 分の 1 2 0」と、同項ただし書中「1 0 0 分の 1 1 5」とあるの  
は「1 0 0 分の 1 0 5」と、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 3 5」とあ  
るのは「1 0 0 分の 1 2 0」と、「1 0 0 分の 7 0」とあるのは「1  
0 0 分の 6 5」と、「1 0 0 分の 1 1 5」とあるのは「1 0 0 分の 1  
0 5」と、「1 0 0 分の 5 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 5 2 . 5」  
と、「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 0 を」と、「1  
0 0 分の 7 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 2 . 5 を」と、第 3 0  
条第 2 項中「1 0 0 分の 7 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と、「1  
0 0 分の 9 5」とあるのは「1 0 0 分の 8 5」と、同条第 3 項中「1  
0 0 分の 7 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と、「1 0 0 分の 3 7 .  
5」とあるのは「1 0 0 分の 3 2 . 5」と、「1 0 0 分の 9 5」とあ  
るのは「1 0 0 分の 8 5」と、「1 0 0 分の 4 5」とあるのは「1 0  
0 分の 4 0」とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成２１年６月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、区長は、この条例の施行後に特別区人事委員会の行う平成２１年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

|                                                                                                         |                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| この条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第７条の規定による読替え前の改正後の条例第２７条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） | 改正後の条例付則第７条の規定による読替え後の改正後の条例第２７条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 改正後の条例付則第７条の規定による読替え前の改正後の条例第３０条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）                                         | 改正後の条例付則第７条の規定による読替え後の改正後の条例第３０条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |

（提案理由）

幼稚園教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する特例を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。